

「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野における
フィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」等について(平成20年11月6日医政発第1106012
号、職発第1106003号、社援発第1106004号、老発第1106007号厚生労働省医政局長、職業安定局長、
社会・援護局長、老健局長連名通知(抄)【新旧対照表】

()部分は改正部分

改 正 後	改 正 前
第一 受入れの枠組み 一 ~二 (略)	第一 受入れの枠組み 一 ~二 (略) (新設)
三 受入れ施設 指針第一の四の8中の「受入れ施設」には、指定居宅サービス事業所等の事業所並びに療養病床等により構成される病院及び診療所を含む。	三 フィリピン人候補者の入国までの流れ 1~2 (略)
四 フィリピン人候補者の入国までの流れ 1~2 (略)	四 入国後の流れ 1~2 (略)
五 入国後の流れ 1~2 (略)	五 入国後の流れ 1~2 (略)
六 受入れ人数の上限 (略)	六 受入れ人数の上限 (略)
七 受入れ機関ヒフィリピン人候補者ヒの労働契約 (略)	七 受入れ機関ヒフィリピン人候補者ヒの労働契約 (略)
第二 国家試験取得後の就労等 (削る)	第二 国家試験取得後の就労等 (削る)
第三 一 ~二 (略)	第三 一 ~二 (略) 一 フィリピン人介護福祉士の就労 指針第三の二の2の(1)中の「利用者の居宅」に関し、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護並びに有料老人ホームについては、「利用者の居宅」におけるサービス提供には該当せず、施設におけるサービス提供として取り扱うこととする。
第四 「不正の行為」について 指針第二の一の3の(7)、第二の2の(4)、第三の一の2の(2)及び第三の2の(1)中の「不正の行為」については、 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用	第四 「不正の行為」について 指針第二の一の3の(7)、第二の2の(4)、第三の一の2の(2)及び第三の2の(2)中の「不正の行為」については、 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用

別添1

を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成20年法務省告示第506号）が公示され、この中で同主旨の「不正行為」が規定されていることから、法務省及び厚生労働省において、円滑かつ適正な受入れを図る観点から、不正の行為に係る事実及びその認定等について協力していくものであること。
なお、フィリピン人看護師等の受入れが開始されることを踏まえ、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成20年厚生労働省告示第312号）第二の一の3の（7）、第二の二の3の（4）、第三の一の2の（2）及び第三の二の2の（1）に定める受入れ施設の要件として、フィリピン人看護師等に対して不正の行為をしたことがないことが追加された。

を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成20年法務省告示第506号）が公示され、この中で同主旨の「不正行為」が規定されていることから、法務省及び厚生労働省において、円滑かつ適正な受入れを図る観点から、不正の行為に係る事実及びその認定等について協力していくものであること。
なお、フィリピン人看護師等の受入れが開始されることを踏まえ、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成20年厚生労働省告示第312号）第二の一の3の（7）、第二の二の3の（4）、第三の一の2の（2）及び第三の二の2の（2）に定める受入れ施設の要件として、フィリピン人看護師等に対して不正の行為をしたことがないことが追加された。